

徳島県情報公開条例（平成十二年徳島県条例第一号。以下「条例」という。）第三十四条の規定により、令和三年度における公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。
令和四年七月一日

徳島県知事 徳 宗 肇 記

1 条例第5条の規定による公文書の公開の請求

(1) 公開の請求の処理状況

(単位：件)

区分	公開の請求	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非 公 開	請求拒否	取 下 げ
件数	9 9 6	4 9 0	2 9 8	1 3	1 4 5	5 0

注 1 「請求拒否」とは、公開の請求に係る公文書を保有していない等のため、公開の請求を拒否したものである。

2 「取下げ」とは、公文書の公開に代わる情報の提供等により、請求が取り下げられたものである。

(2) 公開の請求者の状況

(単位：人)

区 分	人 数
県内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有するもの	2 8 6
県外に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有するもの	3 9 7
合 計	6 8 3

(3) 公開の請求の実施機関別内訳

(単位：件)

区 分	件 数
危機管理環境部	1 6 5
政策創造部	7
経営戦略部	6 0
未来創生文化部	1 6
保健福祉部	9 9
商工労働観光部	1 6
農林水産部	8 7
県土整備部	1 2 5
監察局	2 5
出納局	0
南部総合県民局	1 0 1
西部総合県民局	4 2
計	7 4 3

